

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）

項目名	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置								
税目	法人税								
要 望 の 内 容	<p>消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）において員外利用とは、消費生活協同組合（以下「生協」という。）が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。</p> <p>員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列挙し定めているところ。</p> <p>現状、生協法第12条第3項第4号及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）第7条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）を規定している。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="890 1014 1503 1182"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲0.13 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲0.13 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲0.13 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す	<p>(1) 政策目的</p> <p>生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、延べ6,890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。</p> <p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p> <p>施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること</p>
		政策の達成目標	地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、財政基盤の充実を図ることにより、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生協による地域の実情に合わせた事業の実施が可能となり、地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	生協は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤を確立し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進することが重要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		本税制の特例措置により、財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて、地域住民の相互扶助組織である生協の経営の安定を促進し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進する必要がある。
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	